

第 3 回加古川市手話言語及び
障がい者コミュニケーション施策推進委員会
議事録

日 時：平成 30 年 2 月 6 日(火) 13：30～14:45

会 場：加古川市民会館 大会議室

出席者：

委員（計 9 名）		
杉山貴要江委員長	山本博昭副委員長	川添雅史委員
嘉田眞典委員	荒木里津子委員	脇本廣司委員
澤田きみよ委員	永井智代民委員	橘美恵子委員
＜欠席＞		
船越福代委員		
事務局（計 7 名）		
福祉部	阿部次長	
障がい者支援課	神戸課長	加藤副課長
地域生活支援係	福原係長	尾西主査
	松井書記	田寺設置手話通訳者

1 開会

○ 杉山委員長 兵庫大学の杉山です。

施策推進委員会の委員長として進行を務めさせていただきます。

それでは、第3回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を開催いたします。本日は何かとご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。

まず、事務局から、本日の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○ 事務局 松井です。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

最初に、本日の出席状況です。本日は、船越委員が所用のためご欠席されております。

また、本日の会議においても、手話通訳を東播手話通訳者協会様、要約筆記を加古川要約筆記たんぽぽ様に、それぞれご協力いただいております。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。委員の皆様には、事前に資料を送付しておりますが、お持ちでしょうか。

まず、最初に次第、委員名簿です。

次に、資料としまして、手話言語及び障がい者コミュニケーション普及施策（案）一覧表です。

ここまでが、本日の会議資料です。皆様、すべてお揃いでしょうか。

次に、会議の進行について前回と同様にお願いがございます。

本日は、障がいをお持ちの方が多数参加されております。また、手話、要約筆記による通訳をお願いしております。つきましては、発言される場合は、挙手のうえ、マイクを使っただき、毎回お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、ゆっく

りはっきりと発言してくださるようお願いいたします。以上です。

2 協議事項

○**杣山委員長** 杣山です。

それでは、次第にしたがって進めます。まず、協議事項についてです。

手話言語及び障がい者コミュニケーション普及施策（案）について事務局から説明してもらい、それについて皆様からご意見をいただくことで、今後取り組む施策について協議する時間にしたいと思います。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

○**事務局**

【資料のNo. 1 及びNo. 2 を読み上げ】

○**杣山委員長** 杣山です。

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

○**永井委員** 永井です。

先日、初めて日本語対応手話を見ましたが、手話が日本語の文法に合わせた動きになっており、これだったら手話を習得しづらい一般の方でも、覚えやすいのかなと思いました。日本語対応手話を教えていただくというのはできるのでしょうか。

○事務局 福原です。

日本語対応手話についても、要約筆記と同じように難聴者のコミュニケーション手段の一つであると思いますので、周知できればと思います。

○川添委員 川添です。

日本手話と日本語対応手話の違いがどういうものであるのかを理解しておく必要があると思います。嘉田委員からご教示いただくのはどうでしょうか。

○嘉田委員 嘉田です。

私たちがろうあ者が使っているのは日本手話であり、手の形、動き、表情など全てを使ってコミュニケーションをします。日本語の文法とは全く違います。ろうあ者としては日本語対応手話ではなく、日本手話を使っています。兵庫県の各地で手話言語条例が制定されており、日本語対応手話と日本手話どちらを広めていくかという議論になりますが、日本手話を広めようという動きになっています。私たちとしては日本手話を広めたい。どこの地域としてもそういう考えを持っています。

○杉山委員長 杉山です。

日本語対応手話というのは助詞なども入っているということでしょうか。

○川添委員 川添です。

日本語対応手話といわれるものは手話ではなく日本語です。日本語を手の形を使って表現したもの。何が違うかということと文法です。

日本手話は独自の文法で、日本語対応手話は日本語の文法に則って手話の単語を当てはめていくというものです。省略することもあります。助詞などを表現することもあります。中途失聴・難聴の方はもともと音声言語としての日本語を習得しているのです。それに合わせたほうが覚えやすいということです。

○ 杉山委員長 杉山です。

最初の永井委員の意見に戻りますが、日本語対応手話を普及させていくことが必要ということでしょうか。

○ 永井委員 永井です。

日本語対応手話を広く普及させてほしいということをお願いするわけではありません。難聴者にとって日本語対応手話を覚えることで表現の幅が広がれば、より自分の意思を伝えられるのかなと思ひ、教えていただける場所があればいいのかなと思ひました。

○ 脇本委員 脇本です。

川添委員としてはサークルで日本語対応手話をするつもりはないということでしょうか。難聴者が日本手話を覚えようとしてもなかなか難しく、日本語対応手話をであれば覚えやすい。手話サークルで日本語対応手話を扱ってくれば、難聴者としては勉強しやすいです。

○ 荒木委員 荒木です。

難聴者の場合、日本語対応手話が必要というのは分かります。ですが、まずは単語を覚えてもらひ、日本語の文法に乗せるだけでもろうあ者は理解することができます。できないと言わずに単語を

覚えるところから始めてほしいと思います。

○嘉田委員 嘉田です。

日本手話と日本語対应手話は文法が違うだけだと言っていました。日本手話は頭のなかで映像をイメージします。日本語対应手話と違い、日本手話は映像性を重視する言語となっています。

○澤田委員 澤田です。

出前講座の開催について、知的障害を含めてくれていることに感謝しています。ですが、講座を受け持つ側としては、知的障がい者はひとりひとりのコミュニケーション方法に違いがあるので、コミュニケーションについて講座を開くのは難しいことだと思っています。

しかし、最近はいろいろなところに疑似体験の啓発グループができています。それらは知的障がい者の特性はどういうものを伝えるグループで、そういったグループに出前講座を依頼することは効果的だと思います。

○杉山委員長 杉山です。

それでは、次の説明をお願いします。

○事務局

【資料のNo.3～No.5 を読み上げ】

○杉山委員長 杉山です。

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等はございますでしょ

うか。

○山本副委員長 山本です。

No.4 についてですが、音声コードの普及率はまだあまり高くないと思います。私たちも音声コードの普及をしていきたいと思っていますので、ご協力をお願いします。

No.5 について、点字シールの封筒への貼り付けは加古川市視覚障害者福祉協会としても協力したいと思います。現在は、市章の刻印を押してもらっていますが、それも点字が読みにくい人にとっては分かりやすくてよいと思います。

○澤田委員 澤田です。

No.3 のコミュニケーションボードについてですが、先日行われた福祉会館の防災イベントにおいての訓練で、受付の方が知的障がいのある娘に対して「名前は？」など、聞きましたが、娘は答えられず、私が指示して初めてできました。コミュニケーション支援ボードがあれば、写真で示しながら「障害者手帳を出して」、などと伝えることができると思いますので、私たちとしてもコミュニケーション支援ボードの作成には協力したいと思います。

また、ルビ付きということですが、市役所内の案内板等にあまりルビ付きのものが見当たらないので、配慮してほしいと思います。

○川添委員 川添です。

No.4 について、差別解消という意味で、例えば広報かこがわを手話で見ることができるようになったり、BAN-BAN テレビに手話通訳がついたりするとよいと思います。BAN-BAN テレビの全ての放送に手話通訳をつけることは難しいかもしれませんが、行政

の広報番組などだけでも手話通訳をつけるということを検討していただけたらと思います。

○嘉田委員 嘉田です。

No.3 について、他市で同様の取組をしているところがあります。愛知県の豊橋市ですが、災害時にろうあ者が分かるように「おにぎりや水を配給します」などを書いたボードを掲げています。ろうあ者だけでなく、知的障がい者や外国人にも伝わりやすくなると思います。

○事務局 福原です。

本日欠席の船越委員から質問をいただいているので、それについてご紹介し、回答します。

点字シールの貼り付けをした場合に、現在行っている市章の刻印押しはどうか、という質問をいただいておりますが、これについては点字シールの貼付けを行っても、刻印押しはこれまで通り行います。

○柚山委員長 柚山です。

それでは、次の説明をお願いします。

○事務局

【資料のNo.6～No.9 を読み上げ】

○柚山委員長 柚山です。

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等はございますでしょ

うか。

○荒木委員 荒木です。

手話奉仕員養成講座についてですが、現在は 38 回の講座となっており、公式テキスト上で示されている 45 回を凝縮して行っている状態です。回数を 38 回から 45 回に増やし、ゆっくり時間をかけてやることができれば、しっかりと手話を学ぶことができるし、講座修了後に手話サークルに入ろうという人も増えるかもしれません。

○川添委員 川添です。

手話奉仕員養成講座の夜間開催ということですが、夜間に実施するのであれば、手話サークルしゅわっちが行っている夜間での講座と一本化する形になると思いますが、平成 30 年度に実施するのであれば早急に調整する必要があると思います。

○事務局 福原です。

資料の中で新規施策としてあげているものは、案ですので予算も含め、現状は白紙の状態です。ですので、平成 30 年度に実施しようというのではなく、これから皆さんの意見をいただいて、どういった形で実施するのがいいのかを考えた上で、進めることになります。

また、手話奉仕員養成講座の回数についてですが、加古川ろうあ協会やサークルの皆様と話し合い、今後どうするか検討したいと思います。

○橘委員 橘です。

No.9 についてですが、現在行っている朗読奉仕員養成講座は3 か月で終わる初級講座です。修了後、受講者の方の中にはサークルに所属する方もいますが、3 か月の講座を受けたのみでは十分な技術が身に付かないので、サークルが自費で講師を招いて勉強会を開いているところもあります。

また、録音の方法もカセットテープから電子に変わることによってパソコンの使用方法なども研修する必要があるため、サークルの負担は大きいです。ですので、朗読についても、朗読奉仕員養成講座の次のステップにあたる講座があればよいと思います。

○杣山委員長 杣山です。

それでは、次の説明をお願いします。

○事務局

【資料のNo.10 を読み上げ】

○杣山委員長 杣山です。

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

○事務局 福原です。

この件についても、船越委員から意見をいただいております。昨年、視覚障がいのある方が中央市民病院に盲導犬を連れて行ったときに、犬に入られるのは困ると言われるような事態があったとのこと。そういったことを受けて、船越委員からは中央市民病

院の職員に補助犬についての知識を持ってほしいとの意見がありました。

中央市民病院からは、補助犬が同伴できる場所、感染や被ばく等の危険からやむを得ず同伴できない場所についての知識を職員に周知していきますとの回答をいただいています。

○**杉山委員長** 杉山です。

それでは、これで議長の役目を終えさせていただき、進行を事務局にお返しします。

○**事務局** 松井です。

本日は、大変充実したご意見等をありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を踏まえ、施策案の検討を進めていきたいと考えております。

それでは、これにて第3回加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション施策推進委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上